

2019年4月17日

お客さま各位

株式会社荘内銀行

「イオン山形北支店」への店名変更に伴うお振込み等に関するお手続きについて

(1) イオン山形北店出張所（イオン山形北支店）へお振込みをされるお客さまへ

「イオン山形北支店」宛のお振込としてお手続きください。

また、インターネットバンキングの口座情報に「イオン山形北店出張所」の口座をご登録いただいている場合は、支店名を「イオン山形北支店」として再登録をお願いします。

※当行の法人インターネットバンキングをご利用している方で、操作方法等についてご不明な点がある場合は、「荘銀ダイレクトサポートセンター」(TEL：0120-61-4071、受付時間：平日9:00～19:00)までご連絡くださいますようお願いいたします。

(2) 各種お振込みをお受け取りのお客さまへ

【一般的なお振込み・給与振込】

お振込人様（お取引先・お勤め先等）に対し、お手数料をおかけしますが、次の2点についてご連絡をお願いいたします。

- ・支店名が「イオン山形北支店」に変更となり、新店名〔イオン山形北支店（イオンヤマガタキタ）〕をご指定のうえお振込みいただく必要があること
- ・振込処理時に店名として「イオン山形北支店」が表示されない場合は「イオン山形北店」もしくは「イオン山形北店出張所」を選択する必要があること

【企業年金・その他年金】

企業年金やその他の年金のお受け取りにつきましては、お取扱機関（年金支払団体）によって変更手続きが必要となる場合がございますので、各機関にお問い合わせくださいようお願いいたします。

※ 国民年金、厚生年金など公的年金のお受け取りにつきましては、当行で変更手続きを行いますので、お客さまのお手続きはございません。

(3) 公共料金等の自動引落（口座振替）をご利用のお客さまへ

当行で変更手続きを行いますので、お客さまのお手続きはございません。

以上

本件に関するお問い合わせ

コンタクトセンター 0120-1032-39（平日9:00～19:00）